第 61 号

平成31年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成31年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ404,675千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1		歳入歳出予算 入			
		款		項	金額
					千円
1	財	産 収	入		27,670
				1 財産運用収入	27,670
2	繰	入	金		329,884
				1 一般会計繰入金	329,884
				1 观云山林八亚	323,004
3	繰	越	金		31,121
				1 繰 越 金	31,121
4	県		債		16,000
				1 県 債	16,000
				1 20 19	10,000
		歳	入	合 計	404,675

1 商 工 費 1 工 鉱 業 費 2 公 債 費	1 工 鉱 業 費 34,5
2 公 債 費 3	1 工 鉱 業 費 34,3
2 公 債 費 3	1 工 鉱 業 費 34,3
2 公 債 費 3	1 公 債 費 350,9
1 公 債 費 3	19,4
1 公 債 費 3	1 公 債 費 350,9
	19,4
3 諸 支 出 金	
3 諸 支 出 金	
	1 繰 出 金 19,4
1 繰 出 金	
歳 出 合 計	合 計 404,6

第2表 地 方 債

	<u> </u>			
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円	(借入先)	年5.0%	据置期間を含め
		財務省、地方公	以内	30年以内
		共団体金融機構、	(ただし、	半年賦元利均等
		会社、その他	利率見直し	償還又は元金均等
		(借入方法)	方式で借り	償還、満期一括償
		証書借入又は証	入れる資金	還等
		券発行(他の地方	について、	ただし、県財政
		公共団体との共同	利率の見直	の都合により、繰
		発行を含む。)	しを行った	上償還をなし、又
用地造成事業費	16,000	(その他)	後において	は借換えをするこ
		工事その他の都	は、当該見	とができる。
		合により、一部又	直し後の利	
		は全部を翌年度以	率)	
		降に繰り下げて借		
		り入れることがで		
		きる。		
		発行価格が額面		
		金額を下回るとき		
		は、その発行差額		
		をうめるため必要		
		な金額を加算した		
		額を限度額とする		
		ことができる。		